

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人 卓翔会 理事長 黒田 篤

住 所：鹿児島県薩摩川内市天辰町 1512 番地 1

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	卓翔会記念病院
施設の所在地	鹿児島県薩摩川内市天辰町 1512 番地 1
管轄保健所名	川薩保健所

1 診療科目

科 目	内科	循環器内科	呼吸器外科	老年内科	放射線科	リハビリテーション科
	外科	整形外科	消化器外科	脳神経外科	科	科
	科	科	科	科	科	科

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
16	30	57	169							73	199

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
☐ 救急医療 ☐ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☐ 新興感染症発生・まん延時における医療 ☒ へき地医療 ☒ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☐ 小児救急医療	☐ 集中治療室 ☐ 集中治療室（一部は陰圧化が可能なもの） ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☒ 診察室 ☒ 手術室 ☒ 処置室 ☒ 発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。） ☒ 臨床検査施設 ☒ エックス線診療室 ☒ 調剤所 ☐ 保護室 ☒ 面会室 ☒ 診察室（発熱） ☒ 専用病床（ 2 床） ☐ 優先的に使用される病床 ☐ 陰圧病室（確保病床 床） ※医療措置協定による確保病床（ 床） の半数以上が陰圧病室内にあること。 ☒ 個室病室 ☒ 備蓄倉庫 ☐ ヘリポート（ ☐ 敷地内 ☐ 近接地） ☒ 医師住宅 ☒ 看護師住宅	☒ 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 ☒ 感染を判断するための検査機器 ☐ 分娩監視装置 ☐ 新生児用呼吸循環監視装置 ☒ 超音波診断装置 ☐ 新生児用人工換気装置 ☐ 微量輸液装置 ☐ 保育器 ☐ 簡易ベッド ☐ 携帯用医療機器 ☒ 個人防護具 ☒ 感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等 ☒ 食料 ☒ 飲料水 ☒ 医薬品 ☒ 自家発電装置 ☒ トリアージタッグ ☐ 救急用自動車 ☒ 広域災害・救急医療情報システム ☒ 新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に応じて必要となる設備（フェイスシールド等）

- 「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から3年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要

・施設整備計画

.....（○年○月完成予定）

・設備整備計画

.....（○年○月整備予定）

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員	7		2					52		1							
実人員	11.6		3.2	3.5		3	1.4	79.6		5	6	2		23.6	9	65.6	213.5
内特殊関係者	5		0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	5

5 勤務体制

	体制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内		9		1		1
	オンコール						
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内		3				
	オンコール				1		1
診療放射線技師	病院内		3				
	オンコール				1		1
臨床検査技師	病院内		3				
	オンコール				1		1
看護師	病院内		27		10		16
	オンコール						
合 計	病院内		43		11		17
	オンコール				3		3
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内						
	オンコール						
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1) 精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく 都道府県知事の指定の有無	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく 常時勤務する指定医の人数	人

(2) 災害医療の場合のみ

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無	
----------------------	--

(3) 新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・ 医療人材派遣に係る措置	
--	--

②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

添付書類 4-1 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人 卓翔会 理事長 黒田 篤

住所：鹿児島県薩摩川内市天辰町 1512 番地 1

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	卓翔会記念病院
	へき地医療拠点病院の指定 (☒ 有 ・ ☐ 無)
病院の所在地	鹿児島県薩摩川内市天辰町 1512 番地 1
管轄保健所名	川薩保健所

〔へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数〕

支援診療所名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
阿久根市国民健康保険 大川診療所	140 日間	7 人	140 人日
長島町国民健康保険 鷹巣診療所	55.5 日間	7 人	55.5 人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合 計			※ 195.5 人日

〔国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合〕

期間							日数	
年	月	日	～	年	月	日	日	
年	月	日	～	年	月	日	日	
年	月	日	～	年	月	日	日	
年	月	日	～	年	月	日	日	
年	月	日	～	年	月	日	日	
年	月	日	～	年	月	日	日	
通算日数							日	

※ 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、53 人日以上（へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の派遣の延べ派遣日数は除く。）であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、（53－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。（派遣を行うことができなかった日数が1月あたり4日を超える場合は、その月については当該日数を4日として計算することとする。）

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該医療法人が開設又は指定管理者として管理するものを除く。）に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県において行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

- 医師派遣明細表
- へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等の写し）

医師派遣明細表

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先（診療所名）	派遣医師数	医師の延べ派遣日数	受診可能診療科目
令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	140 日間	阿久根市国民健康保険 大川診療所	7 人	140 人日	内科
令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	55.5 日間	長島町国民健康保険 鷹巣診療所	7 人	55.5 人日	内科・外科
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合 計	—	—	—	195.5 人日	—

（記載上の注意事項）

- 派遣日は「令和〇年〇月〇日」、派遣期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。